

平成22年第4回臨時会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第1日)

議事日程(第1号)

平成22年7月12日 午後1時30分開会、開議

日程第1	会議録署名議員の指名	4番 町田 光浩 5番 深見 義輝
日程第2	会期の決定	1日限り
日程第3	議案第69号 吉岐市ケーブルテレビ施設条例の制定について	政策企画課長 説明、 質疑なし 委員会付託省略、可決

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(19名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 深見 義輝君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	9番 田原 輝男君
10番 豊坂 敏文君	11番 中村出征雄君
12番 鵜瀬 和博君	13番 中田 恭一君
14番 榊原 伸君	15番 久間 進君
16番 大久保洪昭君	17番 瀬戸口和幸君
18番 市山 繁君	19番 小金丸益明君
20番 牧永 護君	

欠席議員(1名)

8番 市山 和幸君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成22年第4回市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、まず冒頭に、本臨時会において提案を予定しておりました公の施設の指定管理者の指定についてでございますが、今回議案の撤回をさせていただいております。これは、壱岐市ケーブルテレビ施設の指定管理者候補として予定しておりましたグループ企業のうち、構成企業の1社から辞退届が提出されるという重大な変更事項が発生したことによるものでございます。

この案件につきましては、しかるべき手続の後、早急に議会にお諮りすることといたしたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようお願いいたします。

つきましては、本日は、議案第69号壱岐市ケーブルテレビ施設条例の制定について1件を御審議いただくこととなりますけれども、何とぞ慎重な御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、昨日執行されました第22回参議院議員通常選挙においては、皆様御承知のとおり、与党の過半数割れという結果となったところであります。これによりまして、今後、いわゆるねじれ国会となり、不安定な国政、国会運営が余儀なくされる状況となったところであります。こうした状況により、より一層、国政の動向等に注視するとともに、その動向を的確にとらえた市政運営に当たってまいります。

次に、口蹄疫に関する問題につきまして、既に皆様御承知のとおり、7月1日、2日に子牛競り市が再開され、その価格の動向等、大変心配しておりましたけれども、壱岐市農協初め畜産農家、関係機関の大変な御尽力によりまして、平均価格も前回の価格とほぼ同程度の水準となり、ひとまず安心をいたしましたところであります。

しかしながら、宮崎県においては、いまだ終息宣言が出ておらず、油断はできないものでありまして、今後も関係機関と十分連携を図りながら水際対策等、防疫の徹底を図ってまいりますので、今後とも御協力賜りますよう、お願いいたします。

いよいよこれから夏本番となります。厳しい暑さが続いてまいります。議員皆様におかれましてはくれぐれも御自愛いただくことを切にお願いいたしまして、開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第3．議案第69号

議長（牧永 護君） 日程第3、議案第69号壱岐市ケーブルテレビ施設条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本議案につきましては、政策企画課長に説明をさせますので、よろしく
お願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

〔政策企画課長（山川 修君） 登壇〕

政策企画課長（山川 修君） 議案第69号の御説明を申し上げます。

壱岐市ケーブルテレビ施設条例の制定について、壱岐市ケーブルテレビ施設条例を別紙のとおり
定める。本日の提出でございます。

提案理由。高度情報化社会に適応した魅力あるまちづくりを推進することにより、地域の活性化に
資するため、壱岐市ケーブルテレビ施設を設置するに当たり、所要の事項を定めるものである。

次のページをお開きください。

第1条に、設置の目的を記載しております。

続きまして、第2条でございますが、管理の代行等を記載しております。市長は、施設の管理
運営上、必要があると認めるときは、指定管理者に施設の管理を行わせることができるとして
おります。

続きまして、第3条でございます。使用料の収入等でございますけれども、市長は、前条第
1項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第11条第1項に係る使用料
を当該指定管理者の収入として、收受させることができるとしております。

次のページをお開きください。

第4条、業務でございます。第1号から第13号までの業務を行わせることとしております。

次のページをお願いいたします。

第9条でございます。告知放送の遠隔制御局でございます。

市役所、壱岐市消防本部、及び市内漁業協同組合に告知放送の遠隔制御局を設置し、関係住民
に対する広報伝達を、市の通信統制のもとに行うことができるものとするとしております。

続きまして、第10条でございます。加入申し込み、及び負担金でございます。

加入者は、加入申込書により市長の承認を受けなければならないこととしております。

第2で、新規工事を要する加入者は、1世帯または1事業所につき、3万円の加入負担金を納
付しなければならないとしております。

続きまして、一番下の第11条でございます。使用料でございます。

テレビの基本使用料を、月額1,000円といたします。

続きまして、第2のインターネットの基本使用料を、月額3,000円といたします。

次のページをお開きください。

その他の使用料でございます。指定管理者が施設を利用して自主的に行うサービスに対する使用料は、市長と協議の上、定めることとしております。

次に、最後のページでございます。

附則でございますけれども、施行期日、この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、及び第20条の規定は、公布の日から施行する。

第2条が、管理の代行でございます。

第4条が、業務でございます。

第20条が委任でございますけれども、この条項を設置いたしましたのは、供用開始前に指定管理者が業務を始める必要がございますので、この1条を入れさせていただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

〔政策企画課長（山川 修君） 降壇〕

議長（牧永 護君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。質疑がありませんので、質疑を終わります。

お諮りします。議案第69号については、会議則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第69号壱岐市ケーブルテレビ施設条例の制定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第69号壱岐市ケーブルテレビ施設条例の制定については、原案のとおり可決されました。

以上で予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りします。

今期臨時会において議決されました案件について、その条項、字句、数字その他整理を要する

ものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計ることに決定しました。

・ ・

議長（牧永 護君） 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

これをもちまして、平成22年第4回吉岐市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時40分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 牧 永 護

署名議員 町田 光浩

署名議員 深見 義輝